

期間限定（求職中、妊娠・出産）での入所(園)申込みについて

期間限定入所(園)とは

○支給認定証の有効期間

求職中…3ヶ月間（保育必要量は短時間）

妊娠・出産…出産日（又は出産予定日）の属する月と産前産後各2ヶ月の計5ヶ月間

○入所(園)承諾期間

求職中…入所(園)日からその日の属する月の翌々月末日まで（3ヶ月間）

妊娠・出産…入所(園)日から支給認定証の有効期間終了日まで



◎期間限定で入所(園)した場合

期間限定で入所(園)した場合、支給認定証の有効期間終了日で退所(園)となります。有効期間終了後も引き続き入所(園)継続を希望する場合は、下記のとおり書類の提出が必要となりますので、有効期間終了日の属する月の15日までに幼保運営課窓口へご提出ください。

【入所(園)継続のために必要な書類】（支給認定証の有効期間終了日の属する月の15日までに提出）

- ①教育・保育給付認定変更申請書
- ②保育必要事由を確認するための就労証明書等
- ③現在の「支給認定証」（回収します。）

（注1）上記【入所(園)継続のために必要な書類】は原則、支給認定証の有効期間終了日の属する月の15日が申請の締切日となります。手続きを行わない場合は入所(園)継続はできませんので、有効期間終了日の属する月の25日までに保育施設等へ「退所(園)届」を提出していただきます。

（注2）支給認定証の有効期間終了後に、保育の必要性がない場合は、有効期間終了日で退所(園)となります。有効期間終了日の属する月の25日までに保育施設等へ「退所(園)届」を提出して下さい。

◎期間限定の申込みで、入所(園)保留となった場合

【支給認定証の有効期間更新手続きに必要な書類】（支給認定証の有効期間終了日の前月末まで）

- ①教育・保育給付認定変更申請書
- ②保育必要事由を確認するための就労証明書等
 - （例） 就労先が決定している場合…就労証明書又は就労予定証明書
 - 求職中の場合…求職活動申出書
- ③現在の「支給認定証」（回収します。）

（注3）支給認定証の有効期間終了後も入所(園)を継続して希望される場合は、有効期間終了日の前月末が上記書類の提出締切日となります。なお、締切日以降に手続きをされた場合は、新規の申請となります。

その他、ご不明な点がございましたら、幼保運営課へご連絡をお願いします。

【連絡先】

教育部幼保運営課
電話 0877-35-8892